

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「モチベーションエンジニアリング」によって社会の活性化に貢献する、という創業以来の経営理念を追求する経営哲学のもと、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考え方としております。その実現のため、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中でグループ企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

取締役会を経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項を決定するための最高意思決定機関と位置づけ、原則月1回開催するとともに、事業経営にスピーディーな意思決定と柔軟な組織対応を可能にするため、取締役および事業責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催しております。

加えて、業務執行に関する監視、コンプライアンスや社内規程の遵守状況、業務活動の適正性かつ有効性を監査するため、監査役が取締役会に出席することで議事内容や手続き等につき逐次確認いたしております。また、内部監査人を置き、内部監査を実施し、監査結果を定期的に代表取締役会長・社長に報告しております。

ディスクロージャーに関しましては、会社法、金融商品取引法に定められた情報開示はもとより、取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」に基づく情報開示は、上場会社としての当然の責務と考えております。また、株主・機関投資家・個人投資家・顧客等に向けたIR活動も重要な企業責任であるとの認識に立っており、一般に公正妥当と認められた企業会計基準を尊重し、監査法人のアドバイスを積極的に受け入れ、制度としてのディスクロージャーの他、リスク情報を含めた自発的なディスクロージャーにも重点を置き、透明性、迅速性、継続性を基本として積極的な開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備が必要であるとの認識を前提とし、議決権電子行使プラットフォームの利用等を進めて参ります。また、海外投資家に向けた英文による情報提供のため、招集通知の英訳を行い、開示しております。

【補充原則4-2-1】

当社は、取締役の役割を「当社グループ全体の経営方針・戦略の策定、業務執行及び従業員への業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めること」としており、このことから、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は「基本報酬（取締役の職務遂行の対価として毎月支給する金銭報酬）」と「業績連動報酬（取締役が執行を担当する部門の成果の対価として半年ごとに支給する金銭報酬）」により構成されることを基本方針としております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役は、適切に役割を担うために独立性を確保する必要があることから、毎月固定の基本報酬のみを支給し、業績等により変動する報酬は支給していません。

【補充原則4-3-2・補充原則4-3-3】

CEOの選解任につきましては、任意の諮問委員会は設置していませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境等を踏まえて協議し、適切に決定してまいります。CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めてありませんが、万が一、CEOが法令・定款等に違反し、当社に重大な影響を及ぼした場合は、解任することにしております。

【補充原則4-10-1】

当社は、指名・報酬委員会等の独立した諮問機関はございませんが、透明かつ公正な企業活動を推進し、コーポレートガバナンスを確立するために2名の社外取締役を選任し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。今後も、取締役会の構成については常に最適な構成を目指して適宜検討を進めてまいります。また、指名・報酬などの特に重要な事項に関することについては、代表取締役が原案を作成し、社外取締役に事前説明を実施し、十分な意見交換を行っております。

【原則5-2】

当社は当社が掲げるミッションのもと、中長期的な成長を実現していくため、売上高、営業利益およびROEを重要な経営指標と位置付けております。一方、事業の多様性を増しながら拡大を進めている中、現時点において前述の経営指標を具体的に目標として定めてはおりませんが、これらの指標を含めた事業年度の進捗について、株主総会や四半期ごとの決算発表の場において説明をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

・政策保有に関する方針

当社は中長期的に当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合を除き、政策保有株式を保有しないことを基本方針としております。現在保有する株式についても、保有の必要のないものについては縮減を図ります。

・政策保有株式にかかる検証の内容

取締役会において個別の政策保有株式につき検証を行っており、保有目的や保有に伴う便益を具体的に精査しております。保有する一部株式については、縮減を図る方向で検討しております。

・議決権行使の具体的な基準及び対応

保有する株式の議決権行使については、当該企業の経営方針を尊重した上で、当社グループの企業価値向上に資するかどうかを議案ごとに判断し、適切に議決権行使します。

【原則1 - 7】

当社取締役による関連当事者取引は、規程に基づく取締役会の承認事項とし、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性等について確認しております。また、当社役員及び重要な子会社の役員に対し、年度ごとに、本人および、二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間との取引についてモニタリングを行っております。

【原則2 - 6】

当社では退職金制度はなく、企業年金の積立金の運用はないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則3 - 1】

当社は、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)についても、当社ホームページ等の様々な手段により開示を行っています。

(1)当社は、「私たちはモチベーションエンジニアリングによって組織と個人に変革の機会を提供し意味のある社会を実現する」というミッションのもと、公正で透明性の高い経営に取り組むとともに、中長期的な成長を実現していくための経営計画を策定し、推進しております。

(2)当社はコーポレートガバナンスの基本方針を策定し、当社ホームページで公表しております。

(3)当社の役員報酬に関する方針と手続きは下記の通りとなります。

■基本方針

当社は取締役の役割を、「当社グループ全体の経営方針・戦略の策定、業務執行及び従業員への業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めること」としております。このことから、取締役の報酬体系は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」により構成されることを基本方針としております。報酬の種類及び種類ごとの目的・概要は以下のとおりとなります。

報酬の種類 目的・概要

固定 基本報酬 取締役の職務遂行の対価として毎月支給する金銭報酬

変動 業績連動報酬 取締役が執行を担当する部門の成果及び中長期的な経営目標へのコミットメント状況の対価として半年ごとに支給する金銭報酬

■「基本報酬」の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、代表取締役が当社グループの業績、事業への貢献度、従業員給与の水準等を評価基準として原案を作成し、社外取締役に事前説明を行い、十分な意見交換を行った上で、取締役会及び監査役の協議を経て決定するものとしております。

■「業績連動報酬」の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、代表取締役が定量評価基準として各取締役が執行を担当する部門の売上収益、営業利益等の重要経営指標の達成状況、及び定性評価基準として各取締役が執行を担当する部門の中長期的な経営目標に対するコミットメント状況の評価基準として原案を作成し、社外取締役に事前説明を行い、十分な意見交換を行った上で、取締役会及び監査役の協議を経て決定し、半年ごとに一定の時期に支給することとしております。なお、指標とする重要経営指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会にて見直しを行うものとしております。

■固定報酬の額及び業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の方針の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、当社グループの経営方針・戦略、及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定するものとしております。

■社外取締役及び監査役の報酬

経営の監督機能を担う社外取締役、並びに監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、毎月固定の基本報酬のみを支給し、業績等により変動する報酬は支給しないものとしております。

(4)(5)当社の事業規模及び傘下の子会社の状況を考え、それらを含めた統制をはかるために適切な人数及び知識・経験・能力のバランス、多様性を持つ者を選任する事を基本方針とし、每期、取締役の要件を検討しております。

取締役、監査役の各候補者の選任理由については、選任時の株主総会参考書類において開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題を、取締役会及び経営会議にて決定しております。取締役会は原則として月1回実施しており、全ての取締役と監査役(社外取締役、社外監査役を含む)を構成員としております。経営陣に対する委任の考え方として、一定金額以上の投資案件や基幹人事、当社のコーポレートガバナンス及び連結業績に多大な影響を与える議案については取締役会において決裁しております。それ以外の議案については、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議等で決裁する運用としております。委譲範囲については職務権限規程を制定の上、実効性を都度見直しております。

【原則4 - 9】

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の選任ガイドライン」を定め、様々な分野に経験と知見を有する者から選任をしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の事業規模及び傘下の子会社の状況を考え、それらを含めた統制をはかるために適切な人数及び知識・経験・能力のバランス、多様性を持つ者を選任する事を基本とし、每期、株主総会にて選任の決議をいただいております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知に記載しております。また、その兼任状況は取締役及び監査役の業務に支障がない範囲にとどまっております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、取締役会議長により個々の取締役の自己評価を確認し、取締役会の課題等について議論を行い、運営方法の改善に反映させております。また、その結果を開示してまいります。

■ 2020年度取締役会評価の結果

2020年度の取締役会の実効性に関して、当社では、各取締役の評価を基に取締役会において分析評価を実施しました。様々な論点について活発な議論が交わされた結果、2020年度の取締役会の実効性は十分に確保されていると評価しました。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役が十分に機能を果たすように就任の際、及び就任後も継続して当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を得るための機会を提供・斡旋し、その費用を支援してまいります。

【原則5 - 1】

当社では、IR担当として管理部門担当取締役が経営企画、経理、財務、総務、人事、広報等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図り、株主からの対話(面談)の申し込みに、可能な範囲で対応すべく善処しております。

また、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出を目的に、年4回の決算説明会を開催(インターネットを通じた動画配信)し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況、戦略を伝えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フェニックス	44,805,800	39.62
株式会社リンクアンドモチベーション	8,145,796	7.20
リンクアンドモチベーション従業員持株会	7,104,000	6.28
勝呂 彰	6,874,600	6.08
坂下 英樹	3,680,000	3.25
榊原 清孝	3,680,000	3.25
小笹 芳央	3,203,200	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,040,100	1.80
リンクアンドモチベーション役員持株会	950,400	0.84
本田 寛	790,000	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社は有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えと考えられる特別な事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
湯浅 智之	他の会社の出身者											
角山 剛	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湯浅 智之	○	_____	多くの会社で経営に携わった経験やそれによって得られた高い知見を当社の経営の監督に活かしていただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で活動いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

角山 剛	○	——	事業領域に高い親和性のある産業・組織心理学の研究者としての豊富な専門知識 や 経験、複数の会社とのアライアンスによって得られた高い知見を当社の経営の監督に活かしていただくため。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で活動いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役、会計監査人、及び内部監査人は、必要に応じて随時意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 英一	他の会社の出身者													
富永 兼司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 英一	○	——	経営者としての長年の豊富な経験と深い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
富永 兼司	○	——	経営者としての長年の豊富な経験と深い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明

役員賞与については会社への貢献度、業績への貢献度などを加味し、取締役会及び監査役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役を支払った報酬(第20期)

取締役10名166,978千円(うち社外取締役3名)

なお、株主総会決議(平成19年3月28日決議)による取締役の報酬年額は500,000千円以内であります。

当社は、取締役の役割を、グループ全体の経営方針・戦略の策定、業務執行、そして従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとしております。役員報酬は、会社への貢献度、在籍年数、業績への貢献度などを加味し、取締役会及び監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートについては、グループデザイン室が担当し、必要な連絡等を行っております。監査役会・取締役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

■ 現状の体制の概要

(1) 業務執行機能

・取締役会

取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されており、当社の経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業や経営全般に対する監督を行っております。取締役会は、原則として月1回開催し、重要な議案が生じた場合には適宜開催しております。取締役会には、監査役3名も出席し、取締役会の意思決定を監視することとしております。

・監査役会

監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として月1回監査役会を開催し、取締役会の適正運営を確認する等、取締役の業務執行を監視するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っております。また、内部監査人及び会計監査人と適宜議論の場を設け、相互に連携を図ることで、監査役監査はもとより、内部監査、会計監査の実効性の向上を図っております。

・経営会議

経営会議を月2回開催しており、取締役・監査役以外に、必要に応じて、子会社社長等関係者が参加し、担当業務の執行に関する事項の報告を行っており、それにより業務執行における指示伝達及び意見交換を図っております。

(2) 監査・監督機能

・内部監査

内部監査については、内部監査室を置き、代表取締役からの指示により必要な監査・調査を定期的を実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表取締役に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。内部監査人の人員は2名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査人以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。また、監査を担当する内部監査人、監査役、さらに会計監査人は、相互に連携し、それぞれの監査の実効性の向上に努めております。また、内部統制部門であるグループデザイン室とも、適宜会議を設ける等連携を強化しており、監査の実効性のみならず、コーポレートガバナンスの実効性の確保に努めております。

・監査役監査

当社の監査役監査については、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(内、社外監査役2名)の計3名で監査役会を構成されております。常勤監査役の本田寛氏は、税理士資格を保有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査業務に活かしております。各監査役は、毎月1回開催される取締役会及び毎月2回開催される経営会議など重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。また、適宜監査業務の結果報告やコンプライアンス上の問題点等につき意見交換を行い、必要に応じて取締役会に勧告を行っております。

なお、監査役会における主な検討事項は、当社グループのコーポレートガバナンスや内部統制システムの整備・運用状況、監査方針・監査計画策定及び業務分担等、会計監査人の監査の評価等であり、監査役の活動として、取締役会に出席し決議内容等を監査し必要に応じた意見表明、重要な決裁書類等の閲覧、監査役選任議案の株主総会への提出の請求、会計監査人の監査の評価等をしております。常勤監査役は、子会社の取締役会にも出席し必要に応じて意見を表明する他、経営会議等その他の重要な会議に適宜出席し、取締役の業務執行状況に関する監査の実施、必要に応じた子会社に対する事業報告の請求と当該業務及び財産状況の把握、内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換等を行っております。

・会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を太陽有限責任監査法人に委嘱しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役に係る事項

現在当社は、社外取締役を2名選任しております。社外取締役が、当社取締役会における経営の意思決定のプロセスにおいて、社外の立場から積極的に意見を述べております。それにより、経営の意思決定が適切に行われており、コーポレートガバナンス強化を図っております。

■ 責任限定契約

当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は事業活動を通じてステークホルダーとの最良の関係を図り、企業価値を高めるガバナンス機構として、上記の体制を採用し、経営の健全化と透明性の向上を図っております。当社は監査役3名のうち社外監査役が2名で構成されており、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について十分に行使が期待できるガバナンス体制が構築されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に資するための施策として実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会をはじめとした説明会動画を当社コーポレートサイトに掲載いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR 情報(決算情報、適時開示資料、決算説明会資料、株主/株式の状況に関する資料、IR スケジュール等)を開示する専用ホームページを設置しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任のIR 担当者を置き、活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係構築は企業の存続に不可欠なものと認識しており、ホームページをはじめとする各種媒体を活用し、経営活動のご報告、方針等の説明を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「私たちはモチベーションエンジニアリングによって組織と個人に変革の機会を提供し意味のある社会を実現する」という経営哲学のもと、公正で透明性の高い経営に取り組むことを基本的な考えとし、内部統制強化を実践してまいります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っております。

内部監査人が、各事業部及びグループ会社における各業務プロセスについて監査を実施し、不正の発見・防止とプロセスの改善指導に努めております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

適正かつ効率的な事業運営に資するよう、取締役の職務の執行に係る情報(文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む)その他の情報について、法令及び文書管理規程、情報システム管理規程等に基づき、適切かつ確実な情報の保存及び管理を実践しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループデザイン室を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施し、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。

内部監査人が、リスク管理状況について監査を実施し、その監査結果について代表取締役様に報告を行い、併せて被監査事業部に対して改善を指示しております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行っております。

経営会議を原則月2回開催し、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築しております。

職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社「関係会社管理規程」に基づき、グループデザイン室が、関係各部門と連携してグループ会社管理を行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の承認または報告が義務付けられております。また、原則、月2回開催される経営会議に、子会社社長をはじめ関係者が適宜参加し、担当業務の執行に関する事項の報告を行っております。

子会社の損失の危険の管理を行うため、子会社社長をはじめ関係者が経営会議に参加した際には、当社に対し、コンプライアンスに関わる事項を含むリスク情報等の共有を行っており、必要に応じて適切な措置を取っております。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるように、子会社においても取締役会を原則として月1回開催し、また必要に応じて随時開催し、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行っております。さらに、子会社においても職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社に関しても当社グループデザイン室を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施し、また必要に応じて規程・マニュアルを策定しております。また、当社の監査役及び内部監査人が、グループ各社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行っております。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

グループデザイン室にて、適宜監査役の補助を行っておりますが、監査役が補助スタッフを求めた場合は、監査役の職務を補助する使用人を選任いたします。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性確保のため、その任命・異動等人事に係る事項は、監査役の事前同意を得るものとしております。

8. 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助すべき使用人は、その要請を受けた職務に関して監査役に専属するものとし取締役及び上長の指揮命令を受けないこととなっております。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、社内不正行為など法令に違反する行為を発見した場合等において、当社の監査役に対して、直接報告を行うことができる体制となっております。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内不正行為など法令に違反する行為を発見した場合等において、当社の監査役に対して、直接報告を行うことができる体制となっております。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者が、当社の監査役に報告したことにより一切不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知しています。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、社外監査役を選任することで、適法妥当な監査の実施に努めております。また、当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と相互に連携することで、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決し、これらに関する企業、団体、個人と一切取引を行いません。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、これらの勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、グループデザイン室を対応統括部署とし、グループ一体となって解決を図ります。また、警察をはじめとする関係行政機関、弁護士等の外部専門機関を通じて情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内マニュアルの充実を図るなど社内啓蒙活動に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

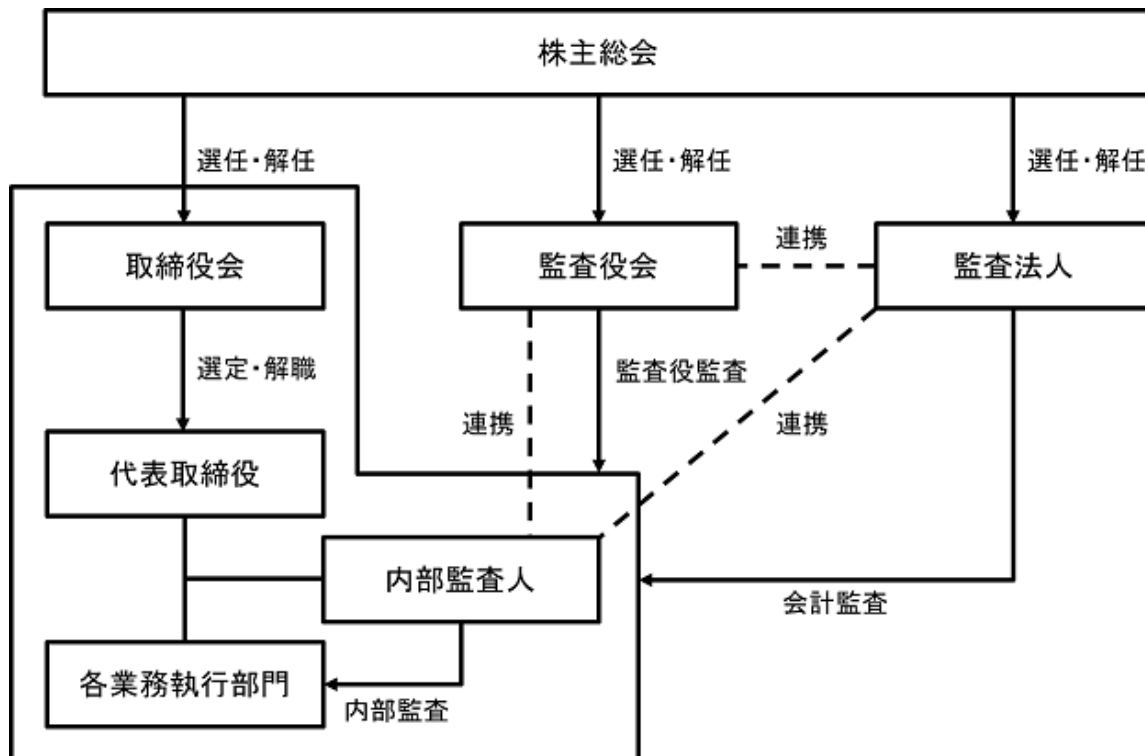
なし

該当項目に関する補足説明

現在該当記載事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役の選任や内部監査に携わる人員の増員を検討する等、より一層の経営と執行の分離を図ってまいります。



【適時開示体制の概要】

当社は、株主・投資家に対して金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従って、情報開示を行っております。

